

豊橋市婚活サポーター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、出会い又は結婚を希望する地域の未婚の男女を支援するため、新たな出会いの機会を創出し、地域における出会い又は結婚を支援する事業の実施等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、婚活サポーターとは、地域の未婚の男女に関する次に掲げる取組のいずれかを行う者であって、豊橋市に登録を受けているものをいう。

- (1) 出会いの機会の提供に関すること。
- (2) 市が実施する結婚支援事業等の情報提供に関すること。
- (3) 結婚に関する助言に関すること。
- (4) 研修会、情報交換会等への参加に関すること。
- (5) 活動内容の報告に関すること。

2 婚活サポーターは、無報酬とする。

3 婚活サポーターの任期は、登録した日から1年を経過した後の7月末までとする。ただし、本人が希望すれば引き続き登録することができる。

(市の役割)

第3条 市は、婚活サポーターの自発的な活動を支援するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 婚活サポーターの活動に必要な知識を学ぶ研修等の実施
- (2) 婚活サポーターの資質向上並びにサポーター同士の交流及び情報交換を目的とする交流会の実施
- (3) その他婚活サポーターの活動等に必要と認められる取組

(登録対象)

第4条 第2条第1項に規定する登録を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 豊橋市に関する活動を行う20歳以上の者であって、結婚支援の実施ができること。
- (2) 市が実施する婚活サポーター養成研修を受講していること。
- (3) 業として結婚相談又は結婚紹介を行っていないこと。
- (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でなく、かつ、将来にわたっても暴力団員等に該当しないこと。

(5) この要綱に定める事項の遵守を誓約していること。

(登録申請)

第5条 第2条第1項に規定する登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、豊橋市婚活サポーター登録申込書（様式第1。以下「申込書」という。）及び豊橋市婚活サポーター誓約書（様式第2。以下「誓約書」という。）を市長に提出しなければならない。

(登録決定等)

第6条 市長は、申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、婚活サポーターの登録を決定し、豊橋市婚活サポーター登録証を交付する。

(登録の取消し)

第7条 市長は、婚活サポーターが次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 誓約書に掲げる事項に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 次条の規定に正当な理由なく違反したとき。
- (4) 婚活サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 婚活サポーターから辞退の申し出があったとき。
- (6) その他市長が登録の取消しが必要と認めたとき。

2 市長は前項の規定により登録を取消したときは、豊橋市婚活サポーター登録取消通知書（様式第4）により通知するものとする。

(暴力団排除)

第8条 婚活サポーターは、暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当要求があった時点で、速やかに市に報告し、警察への通報に必要な協力を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 婚活サポーターは、豊橋市個人情報保護条例（平成17年豊橋市条例第1号）の規定に基づき、本要綱に基づいて取得した個人情報を厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 この要綱に関する事務は、豊橋市こども未来部こども未来政策課が行う。

(免責事項)

第11条 婚活サポーターの活動における、相談者その他の関係者に係るトラブル、苦情等については、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の豊橋市婚活サポーター事業実施要綱の規定により作成されている様式第2は改正後の豊橋市婚活サポーター事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

様式第 1 (第 5 条関係)

豊橋市婚活サポーター登録申込書

年 月 日

豊橋市長 様

私は、豊橋市婚活サポーター事業実施要綱第 3 条の規定より、豊橋市婚活サポーターの登録を下記のとおり申し込みます。

申込日 年 月 日

(ふりが な) 氏 名	男		生年月日	昭和・平成		
	女			年 月 日 (歳)		
住 所	〒					
電話番号	自宅		携帯			
メールアドレス	携帯					
	パソコン					
職 業						
過去の縁結びの実績等	<input type="checkbox"/> 有 (日頃の婚活支援活動や仲人等の実績を記入願います。) <input type="checkbox"/> 無					
応募の動機 自己アピール	【加入動機や婚活支援活動として取組みたいことをご記入願います。】					
誓約書の添付の有無			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし		
婚活サポーターとしてホームページ等への公表について			<input type="checkbox"/> 同意します	<input type="checkbox"/> 同意しません		

.....
 本人持参 家族持参 その他 ()

受付日 年 月 日

様式第2（第5条関係）

豊橋市婚活サポーター誓約書

私は、下記の事項に同意し、豊橋市婚活サポーターとして活動することを誓約します。

これに反した場合は又は虚偽の申告等が判明した場合には、婚活サポーターの登録を取り消されても異議を申しません。

記

1. 婚活サポーター活動はボランティアで行うことし、紹介料等の金品を要求しないこと。
2. 婚活サポーターの地位を利用し、又はその活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動、政治活動、販売活動など婚活サポーター以外の活動を行わないこと。
3. 個人のプライバシー及び個人情報の管理には、十分に留意すること。
4. 現在、暴力団員等の公序良俗に反するいずれの団体に属しておらず、かつ、婚活サポーターに登録されている間もこれに該当することはないこと。
5. 活動において生じたトラブルは、婚活サポーターにおいて責任を持って解決すること。

年 月 日

住 所

氏 名

豊橋市婚活サポーター登録証

豊橋市が実施する「豊橋市婚活サポーター事業」においてあなたを「婚活サポーター」として登録します。



様

年 月 日～ 年 月 日

豊橋市

様式第4（第7条関係）

豊 第 号
年 月 日

様

豊橋市長

㊟

豊橋市婚活サポーター登録取消通知書

年 月 日付けで登録決定した婚活サポーターの登録について、下記の理由により取り消ししたので、豊橋市婚活サポーター事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

取消理由	
------	--